

田上新町会館規定

第1章 運営

第1条 本館は、田上新町会館（以下「会館という。」と称する。

第2条 会館の利用は、田上新町町会員の福祉の増進と連帯感の高揚及び相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 会館の管理運営利用方法については、この規定によるものとする。

第4条 会館の維持管理運営は、田上新町町会会則で定められた町会役員がこれに当たる。

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

（1）町会長は、町会を代表し、会館業務を統括する。

（2）その他、役員は町会長を補佐し、会館の運営に関する業務を担当する。

第6条 運営にあたり疑義が生じたときは役員2分の1以上の出席をもって討議し、出席者の過半数をもって決定する。

第7条 会館を使用できるものは、町会員及び町会員をもって組織する団体及び町会員の紹介により町会長が許可した個人及び団体に限る。

第8条 会館の運営は、町会の助成金、使用料金その他雑収入などをもってこれに当てる。

第9条 予算並びに決算の審議は、町会会計の審議と同時にを行い報告も同時とする。

第10条 会館の清掃は、毎月1回とし役員・班長がこれを担当する。清掃後は、所定の用紙に記入し、会館使用簿に綴じ込みするとともに町会担当役員に報告する。

第2章 使用

第11条 会館の使用を希望する者は、前日までに所定の申込用紙を町会長に提出し使用許可を受けなければならない。ただし、使用目的を明記した計画書を提出し継続使用許可を得てある場合は、その期間につき使用の都度の許可手続きは行わない。

第12条 使用料金は、使用前日又は使用后直ちに町会会計委員に納入する。

第13条 使用許可者が使用中、町会に緊急使用の必要が生じた場合、町会長はその使用を中止させることができる。

第14条 会館の利用者は、鍵を事務局より借用し、使用後はよく清掃し使用した器具備品等を所定の場所に整理し、特に火気及び施錠は厳重に点検・確認し、遺漏無きよう努めなければならない。鍵は使用后直ちに事務局に返却しなければならない。

第15条 会館の施設、器具、備品等を破損もしくは紛失した利用者は、直ちに町会長に報告しその指示により弁償しなければならない。その責任を怠った場合は、使用責任者又は第7条の紹介者（町会員）がその責任を負うものとする。

第16条 使用の際、騒音などを発生し付近住民に不快感を与えた場合、町会長はその使用を中止させることができる。

第17条 会館の使用料は別表のとおりとする。

第18条 本規定に定めていない事項については、町会役員会において決定し、町会長が利用者に指示のうえ使用させるものとする。

第19条 本規定に違反した利用者に対しては、町会長は使用の停止を命ずることがある。

この規定は、平成6年4月1日から施行する。

この規定は、平成16年4月 日から施行する。

別表（第17条関係）

使用料金

1. 町会員のみ（冠婚葬祭を除く）及び町会会則に定める町会団体						
無 料						
2. 町会外団体						
使用時間	8:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:30	1日		
校下各種団体	2,000円	2,000円	3,000円	5,000円		
営利目的	4,000円	4,000円	6,000円	10,000円		
3. 冠婚葬祭						
町会員	1日（全館）	10,000円				
町会員以外	1日（全館）	50,000円				
4. 習い事など長期契約						
月回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上
使用料金	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	別途協議

運用について

- (1) 2. 「校下各種団体」に該当するもののうち、次の場合は半額とする。
 - ・町会員が団体の一部の構成員となっている場合
- (2) 町会員が私的に利用する場合は、2. 「校下各種団体」の半額とする。
 - ・町会員（今後居住するものを含む）が世帯の行事等のために利用
 - 例示：上棟式等の宴席又は休憩（ただし、冠婚葬祭は除く）
- (3) 3. 「冠婚葬祭」で使用できる部分は全館を対象とする。
- (4) 4. 「習い事など長期契約」では、主催者や講師が町会員で、主に町会員を対象とする習い事などは上記の半額とする。